

フッセリアーナ第40巻『判断論についての研究』を読む

—判断・真理・事態—¹

秋葉 剛史

(千葉大学)

E・フッサールにとっての主要な哲学的課題の一つは、認識(なかでも学問的認識)の基礎およびその構成条件の解明であった——このように言っても、おそらくそれほど的外れではないだろう。そしてもしこれが正しいとすれば、フッサールにとって「判断」という主題がとりわけ大きな重要性をもったことに不思議はない。というのも、認識の基礎および構成条件に関係すると思われる一群の概念は、どれも判断の概念と不可分な関係にあると云うるからである。たとえば、認識は一般に「真理」の把握として特徴づけられうるが、真ないし偽とはまさに判断に帰属する特性である。また、認識の内容としての「命題」も、まさに判断作用の内容となりうる何かとして特徴づけることができる。さらに、認識が経験的なものである場合、その正当化には何らかの仕方で「知覚」が関わるが、知覚が正当化の役割を果たすのは主にそれが判断にもたらされることによってである。たとえばこのような仕方で、「認識」と密接に関係した諸概念——いま挙げた真理、命題、知覚のほかにも、事態、明証性、論理、表象、など——はいずれも、判断の概念と内的と云ってよい仕方で結びついている。

フッセリアーナ第40巻『判断論についての研究』²に収められた草稿群が主題とす

1. 本報告は、2016年11月25日に高千穂大学で開催されたフッサール研究会特別企画「フッサールの新資料を読む(6)」での口頭発表に基づいている。同会での発表の機会を与えてくれたフッサール研究会運営委員のみなさま、および当日の発表の場で有益なコメントと示唆をくれた参加者の方々に感謝する。

また本報告原稿の提出に際しては、度重なる遅延により、本誌の編集担当である鈴木崇志氏(京都大学)に多大なご迷惑をかけてしまった。非常に寛大かつ柔軟に対応してくれた同氏に、特に記して感謝申し上げる。

2. 原題と書誌情報は以下のとおり: Edmund Husserl, *Untersuchungen zur Urtheilstheorie: Texte aus dem Nachlass (1893-1918)*, Husserliana Bd. XL, hrsg. von R. Rollinger, Springer, 2009.

るのも、まさにこうした諸概念が織りなす問題群である。先に内訳を述べておくと、この巻(以下、「本書」とする)には20の主テキストと32の付論が収録されている。そしてそれらは、書かれた時期に応じて次の二つの部に分けられている(以下の番号は主テキストのもの):

- 第I部 『論理学研究』以前の研究(Nr. 1-7): 1890年代の前半からその終わりまで(おおよそ『算術の哲学』から『論理学研究』初版公刊の直前までの時期)。
- 第II部 ノエシ的ならびにノエマ的研究(Nr. 8-20): 1908年から1912年ころまで(『意味論講義』から『イデーニI』公刊の直前までの時期)³。

この第II部はさらに、大まかな主題ごとに以下の四つの部分に分けられている:

- A. 判断論と論理学(Nr. 8-11)
- B. 判断と表象(Nr. 12-14)
- C. 本質判断、意味判断、現存在判断(Nr. 15-17)
- D. 判断と表象ないし知覚(Nr. 18-20)

本報告の目的は、フッセリアーナ第40巻に収められた以上のテキストの内容を紹介することである。ただし主として分量の都合上、ここで紹介するのはもっぱら20の主テキストの内容であり、付論にはほとんど触れないということは断っておく。以下では、各テキストの概要を述べてから(Part 1)、報告者にとって特に興味ぶかいと思われた二つの話題について少しばかりの考察を行うことにしたい(Part 2)。

中身に入る前にもうひとつ。本書の編者 Rollinger が注意を促すように、19世紀後半における「判断論 Urteilstheorie」は、論理学、認識論、心理学という複数の学科にまたがる、ある種の混淆的(あるいは「学際的」)な探究領域であった(XV)⁴。こうした事情を反映して、本書を構成するテキストにおいても、一見したところ雑多にみえるさまざまな問題が考察されている。だが前述のことからもわかるように、それらの考察は「判断」および「認識」の概念を介して相互に密接に結びついたものとして捉えることができる。それらは、少なくともフッサールにとっては、ある全体的な描像の一部をなすものだったはずだという点は念頭においておくべきだろう。

3. もっとも「1912年ころ」というのは主テキストに限った話であり、付論の中には1918年ころまでのものもふくまれている。

4. 以下、年号を表す場合を除き、丸括弧内の数字(ローマ数字およびアラビア数字)は、第40巻のページ番号を表す。

Part 1. 第40巻の概要

第I部 『論理学研究』以前の研究

Nr. 1 「必然性」および「必然的帰結」という概念の起源、ならびに仮言的判断と因果的判断についての試論 (1893)

本テキストでは、判断に帰属するさまざまな様相 *Modalität*、すなわち、必然性や可能性といった概念について考察が行われている。フッサールによると、必然性概念の心理学的起源は、意志作用および願望作用のうちにある。つまり基本にあるのは、自分の望んだことや意志したことが乗り越えがたい仕方で阻害されるという経験であり、そこからいくつかの段階を経て生じる主観的な強制 *Nötigung* の感情こそが、必然性概念の基礎にある (2ff)。そしてここから、主体自身以外のものへの様相的性質の帰属は、まず擬人化的に派生し (e.g. 「石は落ちねばならない」)、その後脱擬人化の段階を経て事態などにも拡張される (4f)。

続いて論じられるのは、必然性ならびに可能性の概念が「明証性」の概念と (混同されてはならないものの) ある密接な関連をもつという点である (7f)。そして必然性および可能性の概念は、定言的判断、根拠-帰結、仮言的判断の領域で、それぞれ区別されるべきいくつかの用法をもつことが詳論される (12-28)。

なお編者 *Rollinger* も注記するように、本テキストでフッサールは、命題 *Satz* と事態 *Sachverhalt* を同一視する見方へと傾いている。この見方によると、事態とは、判断および単なる表象という具体的作用から抽象された契機である (28f)。またフッサールは「想定 *Annahme*」という現象についても (1902年にマイノクの *Über Annahme* が公刊されるより前に) このテキストで論じている (18ff)。そこでの特徴づけによると、想定は、判断とは異なり是認も否認もふくまないが、判断と同じように客観化・抽象化される。

Nr. 2 〈本来的判断と非本来的判断。表象された判断ならびに単なる表象と区別された、抽象体としての事態〉 (おそらく 1893/94 冬学期)

このテキストで主題とされるのは、本来的判断と非本来的判断との区別、および、事態という存在者の身分である。まず前者の区別に関して、表象のうちに本来的 (直観的) なものと非本来的 (記号的) なものがあるように、判断のうちにも本来的なものと非本来的なものがある、という点が確認される。フッサールによると、われわれの判断は大部分が非本来的であり、欠如 *Mangel* の感覚を伴うものであるが (36ff)、それらは同時に、本来的に事象を与える経験への移行経路 *Übergang* を指し示しても

いる (34)。なおここでは、肯定作用 Affirmation が、表象を、その相関者としての事象そのものと関係づける (メタレベルの) 作用として特徴づけられている (35)。

事態の身分については、第 1 テキストと同様の特徴づけが与えられている。すなわち事態とは、判断、表象、問い、推測、願望などの異なるタイプの作用に共通に属する (その内容となりうる) 抽象物である、とされる (45, 49)。またここでは、判断はあるいみで「表象」をふくんだものとして分析されうるが、そこで問題となるのは布伦ターノ的な二重性ではない、という見解が述べられている (47ff)。ここでの議論は、『論研』第 5 研究での布伦ターノ批判の先駆けとみなせるだろう。

Nr. 3 〈存在判断〉 (おそらく 1890 年代中盤から後半)

本テキストは、この時期に書かれた四つの草稿 (a から d とラベルづけられている) に基づく。これらの草稿が主題とするのは、存在 Existenz (と非存在) は述語 Prädikat の一種であるのかどうか、また関連して、存在判断 (と非存在判断) は述定判断の一種であるのかどうか、という問題である。フッサールによると、存在判断はあるいみでは述定判断の一種とみなされうるが、存在述語は他の述語とは異なる特有の意味をもつ。すなわち存在は、それが帰属される主語対象の積極的ないし内在的な徴表では決してない (74f)。「A が存在する」や「A は存在しない」のような判断は、A そのものについてではなく、A の表象ないし概念についての言明として書き直すことができる。このことは「A」が単称名の場合も同様で、その場合は同一性述語を使って同様に書き直すことができる (78)。要するに存在判断は、表象と対象の関係についての判断として捉えられるのである (ibid.)。

またこのテキストでは、命題 Satz と事態が明確に区別され、真理の担い手という役割は命題 Satz に与えられている (73)。

Nr. 4 命題 Satz と真理、命題 Satz と表象 (おそらく 1890 年代後半)

本テキストではまず、命題 Satz と事態のあいだの関係について論じられる。フッサールによると、二つの真理 (= 真なる命題 Satz) が一つの事態に関わるということは可能である (83, 101)。つまり事態と命題は、[異なる個別化基準をもち一対一対応しないといういみで] 同じものではない (83)。また、事態は命題 Satz によってだけでなく、対応した名辞によって表象されることもできるから (84f, 86)、このいみでも両者のあいだに一対一対応の関係はない。

ではより積極的に言って、命題と事態との関係とはどのようなものか。ひとことで言うと、命題は、ある事態を現に成立しているものとして als geltend 表象するもので

あり、かつその際、成立（ないし妥当性 *Geltung*）という性格を当の事態に述語づけるというのとは異なる仕方で、それを表象するものである（86）。

本テキストの付論のいくつかではさらに、判断作用、事態、命題 *Satz* のあいだの関係が検討される。ここで論じられているのは、大まかに『論研』の立場だと言ってよい。つまりそこでは、事態は判断作用において全体として現れるところの対象であり、命題 *Satz* は判断作用が例化するところの類であるとされる。

Nr. 5 われわれが基礎におくべき「判断論」の本質は何か（遅くとも 1898）

本テキストでは、「判断」と呼ばれうる種々の作用の中で、狭義の判断（つまり言明）が区別され、特徴づけられる。フッサールによると、言明 *Aussagen* は判断の一種であるが、判断のすべてが言明であるわけではない。というのも、知覚もまた真や偽でありえ、それゆえ判断の一種だからである（121）。

では言明作用と知覚作用の区別をなすのは何か（123）。フッサールによると、言明と知覚の違いは、それぞれの対象（事態・出来事と端的な事物）の違いでは必ずしもない。事態や出来事も、知覚の対象になりうるからである（124）。むしろ両者の違いは、言明作用は顕在的な関係づけをふくんだ判断であるのに対し、知覚作用はそれをふくまない（絶対的な）基礎定立であるという点にある（121f）。

またフッサールによれば、肯定的であれ否定的であれ、判断の本質は何らかの事態の成立を主張することにある（125f）。それゆえ、肯定的判断と否定的判断の違いは、同じ対象に対する態度の違い（是認と否認）ではなく、それぞれが成立を主張する事態の違い（肯定的事態と否定的事態）のうちにある。

Nr. 6 すべての否定は質料に属するのか（1899）

本テキストでは、否定はもっぱら判断質料のうちに属する、という主張の当否について考察がなされる。そのためまず、判断の「質料 *Materie*」という語がもつ区別されるべきいくつかの用法が確認され、それらの用法のそれぞれについて問題の主張が検討される。

第一に、言明の内容全体からその形式成分（量化や論理定項が表すもの）を除いた内容が、判断の「質料」と呼ばれる場合がある（127）。この場合、否定は質料ではなく形式に属するということになる（130）。

第二に、言明の内容、ないし言明が向かう事態の全体が「質料」と呼ばれる場合がある。この場合も、言明には内容以外のものとして、発話形式 *Redeform* ないし定立性格が属すると言えるが、〔狭義の〕判断はすべて「述語づけつつ真とみなすこと」

であり、その中には下位区分はない。よって否定は質料の側に属するということになる(127-9)⁵。

第三に、[ブレンターノ的ないみでの]単なる表象の内容が「質料」として理解されることがあるかもしれない。[こう理解した場合、否定は質料に属さないということになるだろうが、]しかしこれは判断の構造に関する誤解に基づく見方であり、否定は質料に属するという見方を脅かすものではない(130f)。

なおフッサールによると、非存在 *Nichtsein* は、存在 *Sein* と同列に並ぶ様態であり、願望や問いなどと同列に並ぶ様態ではない(130-2)。

Nr. 7 判断と措定的表象。事態と Satz (1899)

本テキストでは、互いに同値な命題 *Satz* に対しては一つの事態が対応する、という見解(Nr. 4の付論(101)にみられた見解)に抗して、「bの左にあるa」「aの右にあるb」という表現は異なる事態に対応する、という主張が支持される(134)。ただし両者は「事象 *Sache* においては一」である、ともされる(*ibid.*)。

フッサールによると、*S* は *P* であるという判断は、*S* は *P* であるという表象の是認——「*S* は *P* だという表象は現実の事態に対応している」ないし「*S* は *P* だということは真である」、等——とは明確に区別されなくてはならない。前者は生き生きした、顕在的な述定の作用であるのに対し、後者は事後的な反省によってはじめて生じるものだからである(136)。だがもちろん、両者のあいだには実際的な *praktisch* 違いはない(135)。

また本テキストでは、論理学はスペチエス的な判断の意味を対象とする、という見解が明示的に主張されている(138)。ただし、個別的な判断・言表作用とスペチエス的な判断(*Satz*)とのあいだには、どちらもさまざまな構成要素からなる、という共通点はある。フッサールによれば、ボルツァーノにおいてはこのスペチエス的ないみでの *Satz* が作用としての判断とどのように関わることが不明瞭だった(138f)。

第II部 ノエシス的ならびにノエマ的研究(1908-1918)

A. 判断論と論理学

Nr. 8 純粋論理学は何について判断するのか。第一弾。(おそらく1910)

本テキストでは、論理学の対象は何かという点について、それは事態ではない、という見解が支持される。フッサールによると、たとえば無矛盾律は、事態についての

5. 編者 Rollinger の要約(XXXII)は、この点で若干誤解を招きやすい。

法則ではなく、思考や命題についての法則として定式化されるべきである (153)。そして論理学の対象領域を形づくる命題 (ないし命題内容) は、事態へと直接向かう作用とは異なった、ある独特な種類の反省的態度のうちで構成されるものである (160f)。

だが論理学の対象が事態でないとしたら、形式存在論と (命題的) 論理学の関係はどうなるのだろうか。付論 23 はこの問いに関連して、無矛盾律を事態についての法則として解釈することが可能かどうかを検討している (162ff)。

Nr. 9 純粋論理学は何について判断するのか。第二弾。(おそらく 1910 秋)

本テキストは前テキストに続き、論理学の対象は何かという問いを主題としている。ここでフッサールがまず注意を促すのは、複数の〔ノエマ的〕判断、ないし思念された事態のあいだには「同一性」や「差異性」の関係が成り立つという点である (183f)。

続いてフッサールは、判断と単なる表象に共通するのは非独立的契機であって独立的な表象作用ではない、という『論研』にもみられる主張とパラレルな仕方で、存在のないみでの判断 (ノエマ) は単なる思考に存在性格が付け加わったものではない、と述べる。単なる思考の作用側の相関者は、ただ思い浮かべること *blosses Sich-Denken* であり、これは判断作用と並ぶものとされる。判断と単なる思考に共通するのはあくまで抽象的契機としての内容であり、この契機は決してそれ単体では *rein* 与えられない (190)。

そしてこのいみでの命題内容こそ、純粋論理学が関心をもつものである、ということが主張される (192)。形式論理学の法則は第一義的に、こうした命題に関する法則なのである (195)。

ただしフッサールによると、純粋論理学の法則は、あるいみでは対象ないし事態についての法則としてみることもできる (195ff)。つまりそれらは、いかなる対象領域・存在領域にも拘束されない対象性一般についての法則でもある (201)。

Nr. 10 判断作用とその相関者、およびそれに相属する理念 (おそらく 1911 か 1910)

本テキストではまず、「同じ判断」はさまざまな様態ないし仕方でわれわれに与えられうる (直接下されたり、思い出されたり、想像されたり、等)、という点が確認される。それらが同じ判断であるとは、同一化総合の中で統一されることであり、これは「同じ」ものについての知覚が同一化総合されると類比的であるとされる (222)。

フッサールによると、同じ判断において共通の対象となる事態〔ノエマ的ないみで

の判断]は、あるいみ普遍的なものではあるが、それは最低種差のいみで普遍的であるにすぎない(227)。また、判断作用が内容や明証性(直観性)といった次元に関して互いに異なりうる(様態化される)ように、判断内容〔ノエマ〕の方も、同様の仕方互いに異なりうる(230)。

**Nr. 11 確実性と確信。推測の相関者としての蓋然性。確実性は論理学と関連をもつか。
(おそらく1910か1911)**

本テキストでは、純粹論理学の対象を、判断だけではなく推測の相関者としての「蓋然性 *Wahrscheinlichkeit*」に広げる可能性について考察がなされる。フッサールによると、確実性は判断(主張)作用の相関者であるのに対して、蓋然性、可能性は推測作用の客観側の相関者である(236)。この後者についても形式的法則が成り立ち、形式理論が可能である。そして、いわゆる帰納の論理もそうした形式理論の一部である(237)。

なお注意すべき点として、フッサールはここで、判断に伴いうる主観的ないみでの確実性 *Gewissheit* や真正性 *Ehrlichkeit* は、客観的ないみでの論理学とは関連をもたない、とも述べている(242, 247)⁶。

B. 判断と表象

Nr. 12 基礎定立 (Untersetzung) (1908)

本テキストでは、客観化作用の領域の中で「それについて対象 *Gegenstand-worüber*」を構成するところの作用について論じられる。フッサールによると、この種の作用には定立的なものと非定立的なものがあり、またこれと直交する区別として、端的なものに基づけられたものがある(249)。

フッサールがここで特に詳しく論じているのは定立的な作用である。この種の作用が定立する対象の中には、端的な名辞的作用の対象——述定作用にとっての「それについて対象」であり、これは端的なものでも基づけられたものでもありうる——だけでなく、仮言的判断(“Wenn S P ist, so ist Q R”)や因果的判断(“Weil S P ist, ist Q R”)の前件としてはたらく対象——こちらは基づけられたものに限られる——もふくまれる。そしてこの後者は、顕在的な判断を遡示する(250f)。

6. この辺りのフッサールの議論は、いわゆる「確率の解釈」の問題に関連するものとして独自の興味の対象になりうるように思われる。確率の解釈についての主要な立場の概観は、内井 1995: 190-214 を参照。

Nr. 13 経験表象と判断。表象する（客観化する）体験と自発的作用。（1911）

本テキストでは、狭義の判断と知覚との関係について考察が行われる。フッサールによると、知覚にもある種の総合がふくまれるが、それは判断にふくまれる総合とは異なる（260f）。判断作用は、知覚においてすでに与えられているものを単に明示化しながらとり出すものである。ただし判断は、*Sein* や *Sosein* のカテゴリー的意識をはじめてもたらずといういみでは創造的である（261f）。

広いいみでの表象には、想像や想起などに加えて知覚もふくまれる（263f）。これらの表象には、注視 *Hinwendung* という契機がふくまれるが、注視がそれ単独で表象であるというわけではない（263）。また、この広いいみでの表象によって構成される対象性の中で、受動的に構成されるものと能動的に構成されるものを区別することは重要である（267）。

Nr. 14 名辞的措定——仮言的判断と因果的判断との関連で。判断主題。（1911 秋）

本テキストでは、知覚や想像といった〈端的な把握〉と、述定のような〈明示的關係づけをふくんだ把握〉の關係が論じられる。フッサールによると、このどちらの作用においても、われわれは同一の対象を背景的に保持しながら、連続的な系列の中でその同一対象の個々の側面に向かっている。では両者のあいだに、本質的な差異は確認できるのだろうか（274）。

フッサールによれば、明示的な關係づけ作用の場合、開陳 *Explication* の過程の各々のフェーズでは、それ独自の客観化が遂行される。つまりわれわれはそのつどのフェーズで、そのつど新たな客観に対して主題 *Thema* として向かう。〔これに対して知覚などの端的な把握の場合、開陳過程の各々のフェーズは新たな客観を生み出すには至らず、それらの成果は同一のまま保持されている対象に融合する。〕このようにして生み出された判断主題は、名辞化されることによって、端的な把握の対象にもなりうる。そしてそれらはまた、仮言的判断や因果的判断の前件としてはたらくことができる（284ff）。

なお編者 *Rollinger* が指摘するように、この B 群として分類される三つのテキスト（第 12 から第 14 テキスト）は、思考の諸形式の起源を前述定的経験に遡って解明する発生的現象学の試みを先取りするものとしてみることができる（編者序文 XLII）。

C. 本質判断、意味判断、現存在判断

Nr. 15 理念的意味の頑健性 *Starrheit*. 〈本質と存在〉 (おそらく 1908)

本テキストでは、本質に関する判断 *Wesensurteil* と、現実存在に関する判断 *Daseinsurteil* の関係について考察が行われる。フッサールによると、本質に基づく判断は意味だけから真であり、その対象である事態の直観的表象〔想像でもよい〕の可能性は、すでにその真理性をふくむ (310f)。一方で現実存在に関する判断の場合、その事態の直観的表象の可能性は、その真理の可能性（および当該の事態の存在可能性）を示すのみである (311)。現実存在判断には、本質成素とともに存在的成素がふくまれ、この後者は顕在的知覚によってはじめて与えられる (312)。

また本テキストでは、命題 *Satz* を本質の一種として捉える見方についても検討がなされる。フッサールによると、理念としての判断されたものそれ自体 *Geurteiltes als solches* は、たとえ事実判断の場合であっても、意味それ自体のうちには事実存在の定立をふくんでいない (313)。だがわれわれは常に、そこに事実存在定立を付け加える *hineinnehmen* ことができる (314)。

Nr. 16 無対象のないし措定性を欠いた判断としての分析的判断——本質判断と存在判断と対置されたものとしての。不可能対象についての真なる言明の問題から出発して。形式的本質と実質的本質 (おそらく 1908)

本テキストは、〈不可能対象についての真なる言明〉の問題を提示することから始まる。たとえば、「円い四角はそのようなものとして円い *Ein rundes Viereck als solches ist rund*」という判断は、存在不可能な対象についてのものであるにもかかわらず、あるいみでは真である。ただしフッサールによると、この判断が真であるのは、「赤いものはそのようなものとして有色である」のような本質判断や、現存在判断（事実判断）がそうであるのと同じいみにおいてではない。後者は、主語が表す対象についての直観的明証の可能性をふくむが、前者はそうでないからである (317)。

フッサールによれば、「円い四角はそのようなものとして円い」が真だと言えるのは、それを仮言的に解釈した場合である。そしてそのような解釈の下でこの判断が真である仕方は、通常の分析的真理 (e.g. 「赤い家は赤い」、319) が真である仕方と同じである。分析的真理は、命題の内容の中で自由に変更可能な「質料」の独自性に依存せず (318f)、よってその明証化のためにも、質料に当たる部分の直観的充実の可能性を必要としない。つまりこの種の判断は、「それについて対象 *Gegenstand-worüber*」の可能性を必要としないのである。そして、「何らかの〈それについて対象〉についての真理 *Wahrheit-worüber*」である必要がないといういみで、分析的判断は「無対象

的な判断」である (322)。

これに対して、現存在判断(経験判断)では個物が、総合的な本質判断の場合は本質が、それぞれ定立される (324)。

Nr. 17 単なる表象を基礎とするいくつかの種類判断：分析的判断と存在措定なしの本質判断。想像判断と知覚判断との比較。意味分析。固有名の意味。(おそらく 1908)

本テキストでは引き続き、分析的判断に関連するいくつかの問題が検討される。フッサールによると、分析的に判断するとは、単なる表象に基づいて判断することであり、その際それぞれの表象は、それぞれ特定の調和的合致 *Zusammenstimmung* や矛盾的反目 *Widerstreitung* を基づける (334f, 340)⁷。表象が基づけるこのような合致や反目の関係を明示的に対象化・客観化する判断が、分析的な判断である (336)。

このような判断と同様に単なる表象(想像などの存在措定をふくまない表象)に基づく判断——広いいみでは「分析的」判断 (336) ——には、[ノエマ的反省を介した]本質判断もある。その種の判断においては、「表象された対象が、その表象の意味にしたがう限りにおいてどのようなものとして規定されうるか」が判断される (338)。そしてこの種の判断は、問題となる表象が存在措定をふくんでいようといまいと遂行されることができ (342)、また客観性をもちうる (343)。この種の本質分析は意味分析 *Sinnesanalyse* であり (347)、意味分析は概念分析 *Begriffanalyse* である (350)。

一方でフッサールによると、固有名は概念的意味をもたず、その意味は対象そのもののだと言うことができるかもしれない (351f)。

D. 判断と表象ないし知覚

Nr. 18 内在的で指標的 *deiktisch* な判断のもつ妥当性の種類 (おそらく 1908)

本テキストでは、純粹に内在的な対象 (e.g. 実在的統握から切り離されたものとしての音) についての判断、およびその妥当性がどのようないみで成り立ちうるかが論じられる。フッサールによると、この種の内在的对象については、実在的事物について可能であるような再同定や根拠づけなど——単独の個的主観や作用に拘束されておらず間主観的な妥当性を主張できる——が可能でないため、学問的認識が成り立たない (358ff)。

しかし内在的对象の本質の方は、単独の主観や作用に拘束されておらず、すでに十

7. フッサールのこうした見解は、表象内容についての「推論主義」に近い考えであるようにみえる。

分な超越性をもっている。それらは、常に去りゆく意識の流れを通じて同一性を保つのであり、そのため学問的認識が可能である (371)。

Nr. 19 現出する事物についての経験的言明と、アプリアリな言明。意味の明晰性と確定性。変動の中での意味の理念性。 (1908 夏)

本テキストでは、知覚ないし経験されたものそれ自体についての〔ノエマ的〕判断、およびそれに関連するいくつかの問題が考察される。フッサールによると、知覚作用の相関者についてのこの種の判断（これは実在的事物についての判断とは明確に区別されるべきである）は、ある種の明証性をもつ。だが、その明証性がどの範囲にまで及ぶかは明らかでない (377)。

知覚的に現出するものの意味を分析すると、そのうちには同一的な要素とその規定性に当たる要素があることがわかる (381)。そしてこの同一的なものは、実に多様な仕方でも——さまざまな方向や側面から、さまざまな明晰性と判明性の程度において、等——与えられる (ibid.)。おそらく、ここで現出するものは、本質ないし本質の連続体である (382)。「編者の説明 (XLVII) によると、フッサールはこの時期、ノエマとそこに見いだされる本質を区別することに困難を抱えていた。」

しかし、変動する現出をつうじて、本当に同一の意味が保持されていると言えるのだろうか。フッサールによれば、それぞれの現出の意味がさまざまなものであっても、それらのあいだに調和的充実、ないし同一化総合がある限りにおいて、同一の意味が保持され同一の対象が思念されている (391, 393)。

Nr. 20 〈判断および言明の明証性——意識の意味内実 Sinnesgehalt との関連で。端的な現出と総合的な現出のあいだの差異〉 (おそらく 1908)

本テキストでは、判断の「明証性」に関連したいくつかの論点について考察がなされる。フッサールによると、個別的事物の知覚は決して十全ないし明証的にはならない（ここで、知覚された事物についての判断）の明証性と、知覚現出の明証性は区別されるべきである。ただし十全ではない直観に対しても、その内実を〔十全に〕表現することは本質的に可能である。一般にどんな意識についても、理念的には、その意識の意味内実を明証的な言明にもたすことが可能なのである (397)。

フッサールの特徴づけによると、(知覚) 現出についての判断 (=ノエマ的反省) は現出対象そのものについての判断ではなく、その Wie についての反省である (405)。さらにその意味内容 (命題内容 408) は、事態 Sachverhalt とともに区別される (409)。

Part 2. 考察

以上が、本書に収められたテキストの概要である。続いて、報告者の目から見て特に興味ぶかく思われた二つのトピックについて、今後のありうる研究（もちろんだれか他の人がやってくれれば嬉しい）のため、若干の考察を行ってみたい。

2.1 命題、事態、事況

一つ目に考えてみたいのは、命題 *Satz*、事態 *Sachverhalt*、事況 *Sachlage* という密接に関連した三つの概念が、本書のテキストの中でどのように扱われているかという点である。以下でみるように、これらの概念についてのフッサールの見解は、時期とともに大きく変化している。そしてこの変化はかなりの部分、この時期のフッサールが、ブレンターノ、シュトゥンプフ、ボルツァーノという三人の先人たちから受けた強い影響を背景に理解されるべきであるように思われる⁸。もう少し正確に言うと、特に 1890 年代から『論研』初版公刊期（1900/01 年）にかけてのフッサールの思索は、いわばこの三人（だけではないにしても特に彼ら）の見解を「素材」とし、それらにふくまれる真理の萌芽をある統一的な描像のうちで総合することを模索したものと理解できるようにみえる。以下、この観点をふまえつつ、命題、事態、事況の関係をめぐるフッサールの見解の変化を三つの段階に分けて整理してみよう。

まず第一段階は、1890 年代前半までである。この時期のフッサールにおいて顕著なのは、「事態」が次のような三重の役割を負わされた不安定なものだったという点である（Rollinger 2013; Salice 2011）：

- i) 作用の内的成素で、複数の作用に共通する抽象物（cf. シュトゥンプフの事態概念（*das Sein des Gottes* など）の継承。志向的作用の内容、作用に依存した存在者）
- ii) 真理の第一義的な担い手（論理的帰結関係の項、様相的性質の担い手）
- iii) 命題的作用の志向的対象（兼 *truthmaker*?)

続いて第二段階は、1890 年代後半から『論研』初版公刊の時期である。この時期のフッサールにおいて、「事態」に負わされていた上記の役割は、おおむね次のように捉え直される：

8. この三人を主要な影響元とする点は、本書の編者 Rollinger による序文（特に XV-XXVII）にならった。

- 複数の作用に共通する抽象的契機としての事態（上記の i）には、「作用質料 **Materie**」の名が当てられ、対象側ではなく作用側の契機であることが明確にされる。
- 真理の担い手の役割を果たすもの（上記の ii）は、作用質料によって例化されるスペチエスとしての「命題 **Satz**」とされ、レアールな世界の一部ではなくなる。
- 命題的作用の志向的对象（兼 **truthmaker?**）としての事態（上記の iii）は残る。ただしこの段階では、同値の命題には一つの事態が対応するとされる（101）。

最後に第三段階は、1908 年（意味論講義）前後の時期である。この時期のフッサールの見解は、直前でみた第二段階のそれを引き継ぎつつ、さらに次のような点で変化する：

- 真理の担い手としての命題は、作用質料のスペチエスとしてではなく、作用の对象的相関者であるノエマ——〈思念されたものそれ自体〉——へのある独特の「反省」によって得られるものとされる。（160f）
- 判断作用のノエマ的意味としての事態 **Sachverhalt**（大まかには上の iii）が、そのノエマ的 x としての事況 **Sachlage** と明確に区別される。論理的に同値な判断（たとえば「 $a > b$ 」と「 $b < a$ 」）であっても異なる事態を対象とすることができ、それらの事態は同一化総合によって結び付けられるとされる（183ff）。

命題、事態、事況についてのフッサールの見解の変遷（1890 年代から 1910 年代前半にかけて）は、おおよそ以上のようなものである。この変遷過程それ自体についても言うべきことはいろいろあると思うが、以下では、いま最後の第三段階としてみた見解、なかでもその中での「事態」の位置づけについて三点ほどコメントしてみよう。

まず、フッサールの考える「事態」は、現代の形而上学において論じられる「事態 **state of affairs**」とは基本的に異なる役割を与えられているという点に注意したい。現代形而上学において事態が引き合いに出されるのは、もっぱら命題を〈真にするもの **truthmaker**〉としてである（cf. **Armstrong 1997**）。つまりそれは、われわれとは独立に存在し、対応する命題を真たらしめる真理の「存在論的根拠 **ontological ground**」としてもち出される。しかしこのいみでの事態は、少なくとも前述した第三段階（超越論的観念論期）のフッサールにとっては必要ない。なぜならその時期のフッサールにとって、命題（や判断）の真理を説明するのは、その充実化ないし証示の理念的可能性だからである。こうしたフッサールの見方は、「事態」について現代標準的なものと

は異なる理解の可能性があることを示唆するように思われる。たとえば一例として、彼の見方は、事態の概念をあるいみでデフレ化する道にヒントを与えるかもしれない。なぜなら、事態が真理を保証する世界自体の構成要素として捉えられる必要がないとすれば、「SはPであるという事態が存在する」といった語り方は、実のところ、

「SとPそれぞれを内容とする知覚がしかじかの仕方で統一される（そして他の経験とかくかくの仕方で関係しうる）」という複雑な知覚過程についての語りがある省略的な仕方で表現するものにすぎない、といった主張をすることも可能であるように思われるからである。

これと関連して、第三段階のフッサールの立場については、事態と区別されたものとしての「事況」が導入された後でも、事態を存在論的カテゴリーの一つとみなすことは適切なのか、という問題も提起できる。どういうことか説明しよう。一方でフッサールは、この時期に限らず一貫して、形式存在論において扱われるべき基礎的なカテゴリーの一つに、(性質、関係、対象などと並ぶものとして) 事態を数え入れている。しかし他方、事況が判断作用のノエマ的 x だとすれば、事態はその単なる「与えられ方」にすぎないということになるようにも思われる(知覚ノエマの x である同一的事物と、その射映的与えられ方の関係とパラレルに)。しかし、何かの与えられ方にすぎないものが基礎的なカテゴリーだというのは少々奇妙ではないだろうか。逆に、もしあくまで事態を基礎的な存在論的カテゴリーの一つとするなら、事況はどのようなカテゴリーに属することになるのだろうか。ひょっとすると、事況とは事態(判断作用のノエマ) 相互の關係に随伴する虚焦点のようなものなのだろうか。

最後に、(アナクロニズムは承知のうえで) 次のような問いも提起してみたい。フッサールによると、ある種の事態のあいだには「同一化総合」と呼ばれる關係が成り立ちうる(事況はその総合の「極」)。しかし、複数の事態はいったいどのような条件の下でこの關係に立つことができるのだろうか。たとえば、論理的に同値な文に対応する事態のあいだには例外なく同一化総合が生じるのだろうか。また、現代の哲学で「実現關係」と呼ばれている關係(心的事態と物理的事態、マクロ的事態とミクロ的事態、などのあいだに成り立つとされる關係) に立つ事態のあいだではどうだろうか。仮にそれらのあいだに同一化総合が成り立つとして、その仕組みはどのように解明できるのだろうか。(さらにもしかすると、事態のあいだの同一化総合を制約する条件がどのようなものかを考えることで、端的な対象のあいだの同一化総合についても分析を進められる可能性があるかもしれない。)

2.2 単なる表象作用と判断作用、否定の所在 (Nr. 2, 6, 9, 付論 IV)

本書に関連して考察してみたい二つ目のトピックは、否定の位置づけである。ブレンターノによれば、判断作用のうちにはその不可欠な部分として、単なる表象作用がふくまれる（ブレンターノによるとこのことは判断に限らず一般に成り立つ）。周知のように、フッサールはこの見方を『論研』の第5研究で批判しているが⁹、第40巻ではこの論点が否定の所在についても影響をもつことが示唆されている（129）。これは少し意外に思えるかもしれないが、以下のような考察によってその関連は理解できるだろう。

一般に、否定が位置するところとしては、i) 判断の質、ii) 判断の内容、iii) 判断の対象、という三つが考えられる。それぞれをとる場合の見方はおおむね以下のようなものだ：

- i) の場合：判断には（是認に加えて）否認という独特の種類のあるものと主張する（これがブレンターノの立場）。この場合、判断の対象としては肯定的存在者だけで済む。
- ii) の場合：判断の種類としては「主張」という一種類だけを認め、否定は主張される意味内容の中に位置づける（フレーゲ的立場）。なおこの場合、否定的真理の説明のために以下の iii) を組み合わせることもできるが、そうしなくてもよい（cf. Truthmaker 非全面主義）。
- iii) の場合：対象の側に否定性をもった存在者（否定的事態や否定的性質）を認める。この場合、判断の質は一種類でよい。（『論理的原子論講義』におけるラッセルの立場。上述のように、これはおそらく ii) とセットでもとれる。）

本書のある草稿でのフッサールの議論によると、i) の選択肢を動機づけるのは、〈表象という独立の作用がまず中立的に事態を与え、判断がはじめてその対象性に対しての態度を決める〉という見方だが、これは判断作用の実情に即していないため拒否されるべきである（129）。代わりにフッサールは、同じ時期の草稿の中で、大胆にも iii) に当たる見解をとっている（125f）。だが上に挙げた選択肢からも明らかのように、i) の拒否は必ずしも iii) をとることを意味しない。彼は ii) にとどまることもできたのではないだろうか。

ただし、フッサールの立場は必ずしも一義的でない。たとえば、判断には「真とみ

9. この批判については、たとえば秋葉 2008 を参照。

なす für-wahr-halten」と並んで「偽とみなす für-falsch-halten」というタイプもあるように語っているところでは (56ff)、彼はむしろ i) に傾いているようにもみえる。また、拒否 Verwerfung の作用 (これは否定的判断とは区別される) について語っている箇所では、否定に関する表出主義的な立場を支持しているようにもみえる (132f)。

いずれにしても、「否定」というものをわれわれの経験ないし世界のどこに位置づけるかという問題は、現代哲学においても、決して解決済みとは言えない大問題である¹⁰。本書をはじめとするさまざまな草稿や著作でフッサールが行っている考察は、この問題についてさらに考えるための重要な手がかりを与えてくれるかもしれない (もともと、特に超越論的観念論期のフッサールの議論を、現代の形而上学の議論と同じ土俵のうえで評価することには固有の困難もありうるが)。

参考文献

- Armstrong, D.M. 1997. *A World of States of Affairs*, Cambridge University Press.
- Armstrong, D.M. 2004. *Truth and Truthmakers*, Cambridge University Press.
- Rollinger, R. D. 2009. Quelques aspects de la première théorie du jugement de Husserl, *Philosophique* 36/2: 381-98.
- Rollinger, R. D. 2013. Immanent and Real States of Affairs in Husserl's Early Theory of Judgement: Reflections on Manuscripts from 1893/1894 and Their Background in the Logic of Brentano and Stumpf. In M. van der Schaar (ed.) *Judgement and the Epistemic Foundation of Logic*, Logic, Epistemology, and the Unity of Science 31, Springer: 133-50.
- Salice, A. 2011. [Book review] Edmund Husserl: *Untersuchungen zur Urteilstheorie: Texte aus dem Nachlass (1893-1918)*, ed. Robin Rollinger, *Husserl Studies* 27: 161-6.
- 秋葉剛史 2008. 『論理学研究』における判断と単なる表象, 『現象学年報』24: 101-8.
- 内井惣七 1995. 『科学哲学入門: 科学の方法・科学の目的』, 世界思想社.

10. この点についての現代の代表的な形而上学者による議論としては、Armstrong 2004: chs. 5-6 を参照。